

規格・基準などの事前意図公告

この公告は、貿易の技術的障害に関する協定
(T B T 協定)第2条9. 1に基づくものです。

「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」に基づく、「果実酒等の
製法品質表示基準」の制定について

下記のとおり、「果実酒等の製法品質表示基準」の制定をする予定ですので、
お知らせします。

記

- 1 件名
「果実酒等の製法品質表示基準」の概要
- 2 対象品目
酒類
- 3 趣旨及び目的
ワインについて、原料、ぶどうの収穫地、ぶどうの品種名等に関する消費者
にとって分かりやすい表示ルールを定める。
※ 本基準により海外から日本へ輸入されるワインに適用される表示ルール
は、一括表示欄の導入と一括表示欄における商品の原産国名の表示の2点で
ある。
- 4 適用予定日
官報に公示する。
- 5 意見提出先
国税庁課税部酒税課
〒100-8950 東京都千代田区霞が関3-1-1
T E L (0 3) 3 5 8 1 - 4 1 6 1
F A X (0 3) 3 5 9 3 - 0 4 0 6
- 6 意見提出期限
W T O 事務局から配布された後 60 日間